

## 12-4：災害時における応急対策等の協力に関する協定

(兵庫県自動車整備振興会加古川支部)

加古川市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

### （業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去
- (3) 甲が保有する車両の緊急整備及び応急措置
- (4) 乙の会員が保有している資機材による避難所等での冷暖房
- (5) 帰宅困難者等に対するトイレ等の提供
- (6) その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務

### （乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して甲に協力をを行うものとする。

### （報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

### （費用負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

### （損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の適

用がある場合を除き、双方協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- 1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。
- 2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月26日

甲 加古川市加古川町北在家2000番  
加古川市  
代表者 加古川市長 樽本庄一

乙 加古郡稻美町国岡1丁目171  
兵庫県自動車整備振興会加古川支部  
代表者 加古川支部長 藤原大